

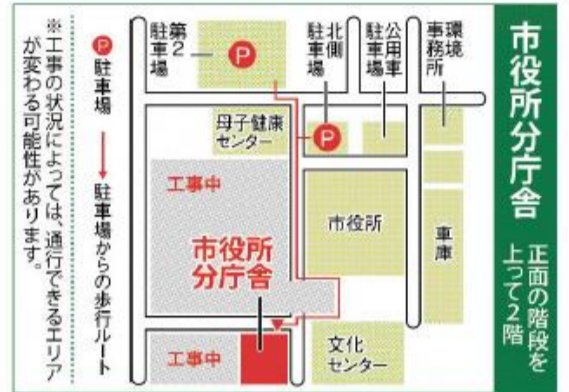
令和3年分

住民税 所得税 復興特別所得税

申告会場を開設 開設期間 2月8、9、25日～3月15日 申告会場の場所の変更にご注意!

税の申告会場を2月25日(金)から3月15日(火)まで市役所分庁舎2階に開設します(土・日曜日は除く)。
また、2月8日(火)、9日(水)の2日間は、松花堂美術館講習室で税理士や税務署職員等による申告相談・受付窓口を開設します。

なお、宇治税務署では還付申告の提出を2月16日(水)以前から受け付けています。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り電子申告(e-Tax)や郵送による提出にご協力ください。



税の申告は、学校、道路、公園などの公共施設の維持管理や公共サービスを提供するための財源を確保する大切な手続きです。また、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税(市・府民税)の申告

問税務課市民税係 (☎983-1113、2164)

申告に必要な主なもの

- ▶ 給与・年金等の源泉徴収票
- ▶ 各種控除に必要な書類
 - ・ 生命保険料や地震保険料控除証明書
 - ・ 社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
 - ・ 寄附金の控除証明書または領収書
 - ・ 医療費控除の明細書
- ▶ 筆記用具と計算機
- ▶ マイナンバーカード(マイナンバーカードがない人は「番号確認書類」と「身元確認書類」の2つを持参(郵送時は写しを同封))
 - ※番号確認書類=通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
 - ※身元確認書類=運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告

問宇治税務署 (☎0774-44-4141)

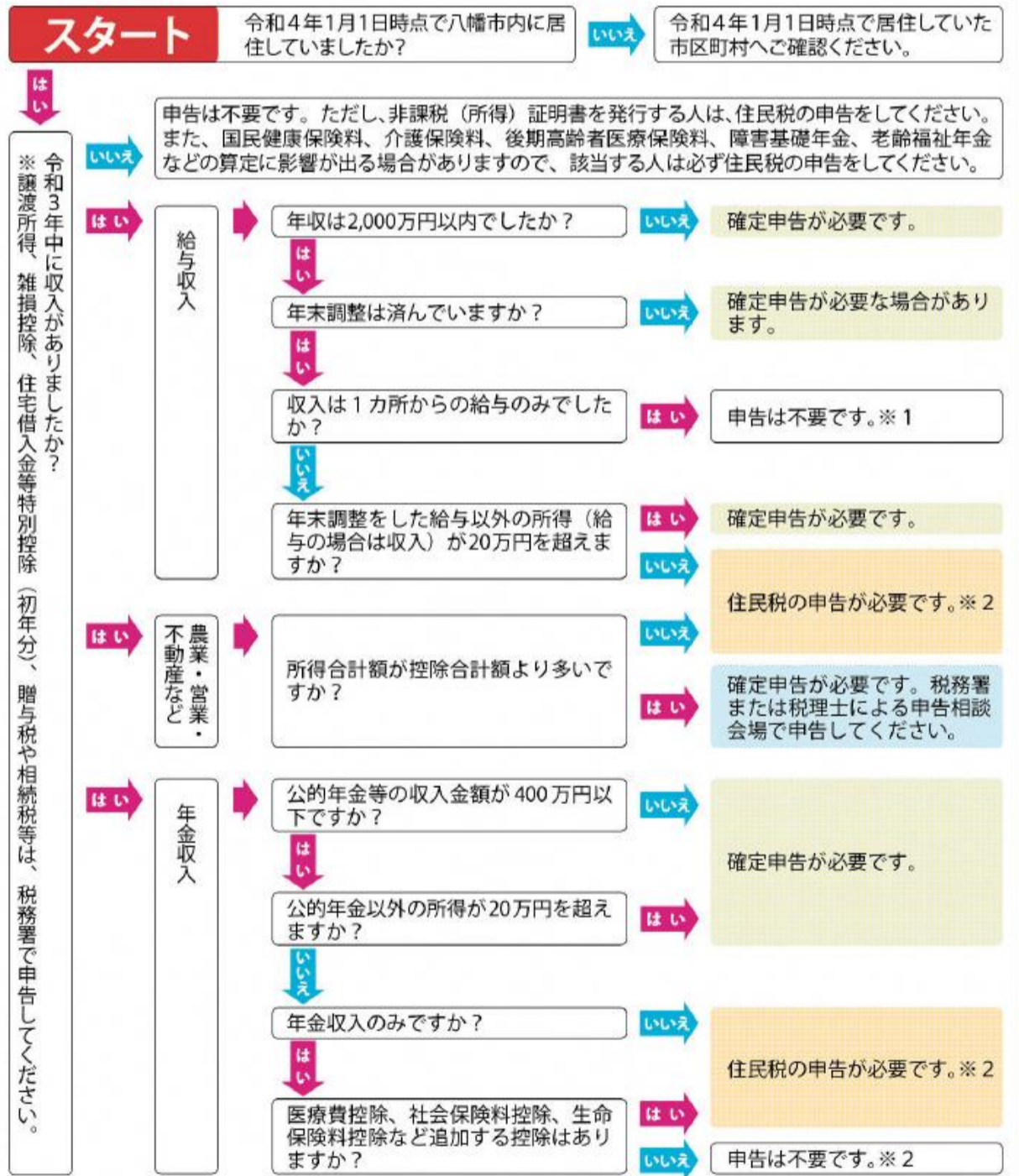
申告会場に必要なもの

- ▶ 前述「住民税(市・府民税)の申告」の「申告に必要な主なもの」(2月25日(金)以降は、マイナンバーカードの「写し」が必要)
 - ▶ (還付申告の場合のみ) 申告相談者の口座情報がわかるもの
 - ▶ 確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書(お持ちの人のみ)
- ※「確定申告のお知らせ」は、昨年確定申告を提出された人へ税務署から送付されています。

各申告会場の開設日時や申告の種類などは4面に掲載。

税の申告に関するフローチャート

(一般的なケースです。詳細は税務課市民税係へ問い合わせてください)



※1 勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人は、住民税の申告をしてください。また、確定申告をすると、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。
※2 所得税および復興特別所得税の還付が生じる場合は、確定申告ができます。

市税口座振替領収済通知書の廃止について

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税を口座振替で納付された人に「口座振替領収済通知書」を送付していましたが、経費削減および省資源化の観点から令和3年度(令和4年1月末発送分)をもって廃止します。今後は預貯金通帳の記帳などでご確認

ください。
また、確定申告の際に固定資産税を必要経費として申告する場合は、納税通知書や履歴を記載した預貯金通帳などをご利用ください。
※継続検査(車検)対象の軽自動

車税につきましては従来どおり、毎年7月中旬ごろに領収済通知書兼納税証明書(継続検査用)を送付します。

問税務課収納係
(☎983-2481)